

# 資 料 編

## 〔関係機関等〕

### ○関係機関連絡先一覧

#### 1 町

名 称	所 在 地	電話番号
内子町役場 本庁	内子町平岡甲168	(0893) 44—2111
内子町役場 内子分庁	内子町内子1515	(0893) 44—2112
内子町役場 小田支所	内子町小田82	(0892) 52—3111

#### 2 県

名 称	所 在 地	電話番号
愛媛県県民環境部管理局 消防防災安全課危機管理室	松山市一番町4—4—2	(089) 912—2335
八幡浜地方局総務県民部県民生活課	八幡浜市北浜1—3—37	(0894) 22—4111
八幡浜保健所	八幡浜市北浜1—3—37	(0894) 22—4111
大洲土木事務所	大洲市田口甲425—1 (八幡浜地方局大洲庁舎)	(0893) 24—5121

#### 3 消防

名 称	所 在 地	電話番号
大洲地区広域消防事務組合 消防本部	大洲市大洲1034—4	(0893) 24—0119
大洲地区広域消防事務組合 内子支署	内子町内子1433	(0893) 43—0119
大洲地区広域消防事務組合 小田分駐所	内子町小田42—1	(0892) 52—3292

#### 4 警察

名 称	所 在 地	電話番号
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	(0893) 25—1111
大洲警察署 内子交番	内子町内子1432	(0893) 43—0110
大洲警察署 大瀬駐在所	内子町大瀬中央4475	(0893) 47—0201
大洲警察署 城廻駐在所	内子町五百木177—5	(0893) 43—1000
大洲警察署 立山駐在所	内子町立山5398—2	(0893) 45—0101
大洲警察署 河内駐在所	内子町河内765	(0893) 43—1811
大洲警察署 五十崎駐在所	内子町五十崎甲1303—1	(0893) 43—1400
大洲警察署 平岡駐在所	内子町平岡甲115—1	(0893) 43—1357
大洲警察署 小田駐在所	内子町小田364—1	(0892) 52—2027
大洲警察署 参川駐在所	内子町本川4024—1	(0892) 52—3014
大洲警察署 田渡駐在所	内子町上田渡811	(089) 969—2300

## 5 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第14特科隊	松山市南梅本町乙115	(089) 975—0911
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3—1—1	(092) 581—4031

## 6 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
中国四国農政局愛媛農政事務所	松山市宮田町188番地 松山地方合同庁舎	(089) 932—1177
四国地方整備局大洲河川国道事務所	大洲市中村210	(0893) 24—5185
四国森林管理局愛媛森林管理署	松山市朝美2—6—32	(089) 924—0550
四国運輸局愛媛運輸支局総務企画課	松山市森松町1070	(089) 956—9957
愛媛労働局大洲公共職業安定所	大洲市中村長畑210—6	(0893) 24—3191
松山地方気象台防災業務課	松山市北持田町102	(089) 933—3610

## 7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
内子郵便局	内子町内子1527	(0893) 43—1200
五十崎郵便局	内子町五十崎甲1118	(0893) 44—3425
小田郵便局	内子町小田255	(0892) 52—2300
日本赤十字社愛媛県支部事務局	松山市一番町4—4—2 (愛媛県庁内)	(089) 921—2111
日本放送協会松山放送局	松山市堀之内5	(089) 921—1111
四国旅客鉄道(株)内子駅	内子町内子300	(0893) 44—2233
西日本電信電話(株)愛媛支社	松山市一番町4—3	(089) 936—3570
四国電力(株)大洲営業所	大洲市若宮535—2	(0893) 24—2135
日本通運(株)西予支店	大洲市北只1503—7	(0893) 59—1800
エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国(株)	高松市天神前9—1	(087) 832—2141
KDDI(株)愛媛支店	松山市大街道3—2—3	(089) 941—0077

## 8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
(社)愛媛県医師会	松山市三番町4—5—3	(089) 943—7582
(社)愛媛県歯科医師会	松山市柳井町2—6—2	(089) 932—5048
(社)愛媛県看護協会	松山市道後2—11—14	(089) 915—1287
南海放送(株)	松山市本町1—1—1	(089) 915—3333
(株)テレビ愛媛	松山市真砂町119	(089) 943—1111
(株)あいテレビ	松山市竹原町1—5—25	(089) 921—2121
(株)愛媛朝日テレビ	松山市和泉北1—14—11	(089) 946—4600
(株)エフエム愛媛	松山市竹原町1—10—7	(089) 945—1111

## 9 公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
内子町社会福祉協議会	内子町内子1515	(0893) 44—2112
内子町社会福祉協議会小田支所	内子町小田149—2	(0892) 52—2627
喜多医師会事務局	大洲市徳森2632—3	(0893) 25—3090
内子町商工会	内子町内子1515	(0893) 44—2166
五十崎町商工会	内子町五十崎甲1198	(0893) 43—1500
小田町商工会	内子町小田81	(0892) 52—2144
内子町観光協会	内子町内子1515 (内子分庁舎内)	(0893) 44—3790
愛媛たいき農協 内子中央事務所	内子町大字内子甲832	(0893) 44—4111
愛媛たいき農協 五十崎支所	内子町平岡甲76—1	(0893) 44—2188
愛媛たいき農協 内子中央事務所 立川支所	内子町立山1439	(0893) 45—0211
J A えひめ中央 小田支所	内子町寺村1018	(0892) 52—3121
J A えひめ中央 参川支所	内子町中川668	(0892) 52—3181
J A えひめ中央 田渡支所	内子町上田渡818	(089) 969—2314
内子町森林組合 本所	内子町五百木186—2	(0893) 44—3118
内子町森林組合 小田支所	内子町小田81	(0892) 52—3135
伊予鉄南予バス株式会社内子営業所	内子町大字内子1529—1	(0893) 44—2803
小田観光バス株式会社	内子町小田264—1	(0892) 52—3131

## 10 近隣市町

市 町 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号
大洲市	危機管理室	大洲市大洲690—1	(0893) 24—1742
伊予市	総務課	伊予市米湊820	(089) 982—1111
西予市	総務課	西予市宇和町卯之町3—434—1	(0894) 62—0119
久万高原町	総務課	上浮穴郡久万高原町久万212	(0892) 21—1111
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内1392	(089) 962—6110

## ○内子町国民保護協議会委員名簿

番号	委員職名	国民保護法の根拠	
1	町長	市町村長（会長）	第40条第2項
2	四国地方整備局大洲河川国道事務所長	指定地方行政機関の職員	第40条第4項第1号
3	八幡浜地方局総務県民部県民生活課長	都道府県の職員	第40条第4項第3号
4	大洲警察署長		
5	副町長（H19.4.1から）	市町村の副市町村長	第40条第4項第4号
6	教育長	教育委員会の教育長及び消防長	第40条第4項第5号
7	内子町消防団長		
8	総務課長	市町村の職員	第40条第4項第6号
9	住民福祉課長		
10	産業建設課長		
11	議会事務局長		
12	教育課長		
13	総務班長		
14	建設デザイン班長		
15	内子郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	第40条第4項第7号
16	四国旅客鉄道(株)内子駅長		
17	(株)NTT西日本 四国愛媛事業部設備部 愛媛サービスマネージメント部門宇和島設備 運営担当課長		
18	四国電力(株)大洲営業所長		
19	(社)喜多医師会長		
20	内子町自治会連絡会 会長	国民の保護のための措置に関し 知識、経験を有する者	第40条第4項第8号

## ○医療機関一覧

### 1 町内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
内山病院	内子町城廻275—1	(0893) 44—5001
古川医院分院大瀬診療所	内子町大字大瀬中央4623	(0893) 47—0180
済生会小田病院	内子町小田130	(0892) 52—3151

### 2 県内拠点病院

区分	医療機関名	所在地	電話番号
災害基幹拠点病院	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1—638	(0894) 22—3211
災害拠点病院	県立中央病院	松山市春日町83	(089) 947—1111

## 〔施設・設備〕

### ○避難施設一覧

(平成18年10月現在)

No.	名 称	所 在 地
1	愛媛県立小田高等学校	内子町寺村978番地
2	愛媛県立内子高等学校	内子町内子3397番地
3	内子小学校	内子町内子3147番地
4	内子中学校	内子町内子2789番地
5	長田自治会館	内子町五百木4192番地
6	大瀬小学校	内子町大瀬中央4567番地
7	大瀬中学校	内子町大瀬中央5880番地
8	程内小学校	内子町大瀬北990番地
9	立川小学校	内子町立山1272番地
10	石畳小学校	内子町石畳4631番地
11	内子運動公園	内子町内子179番地
12	村前自治会館	内子町大瀬南590番地 1
13	妙見公園	内子町五十崎
14	龍王公園	内子町五十崎甲1524番地 1
15	平岡児童公園	内子町平岡
16	五十崎中学校	内子町平岡甲1569番地
17	五十崎小学校	内子町五十崎甲1485番地
18	天神小学校	内子町平岡甲455番地
19	御祓小学校	内子町只見甲456番地
20	五十崎幼稚園	内子町五十崎甲1262番地
21	こぼと保育園	内子町五十崎甲1263番地
22	くるみ保育園	内子町平岡甲416番地
23	上町チビッコ広場	内子町五十崎
24	新田子供の広場	内子町北表
25	五十崎自治センター広場	内子町平岡甲185番地 1
26	役場駐車場	内子町平岡甲168番地
27	J A愛媛たいき五十崎支所駐車場	内子町平岡甲76番地 1
28	上川世善交流センター	内子町上川2875番地
29	上川自治会館	内子町上川4070番地
30	中川自治会館	内子町中川1651番地
31	参川地区体育館	内子町中川3356番地

32	参川小学校体育館	内子町本川3984番地
33	本川自治会館	内子町本川570番地第 1
34	平野自治会館	内子町日野川519番地
35	小田自治会館	内子町小田343番地
36	城の台公園体育館	内子町小田420番地
37	小田中学校体育館	内子町寺村2814番地
38	小田小学校体育館	内子町寺村557番地
39	寺村自治会館	内子町寺村1077番地
40	立石自治会館	内子町立石936番地
41	立石交流施設	内子町立石1862番地
42	南山自治会館	内子町南山1199番地
43	吉野川自治会館	内子町吉野川59番地
44	森の里研修センター	内子町中田渡278番地
45	上田渡自治会館	内子町上田渡294番地
46	田渡小学校体育館	内子町上田渡294番地
47	臼杵自治会館	内子町臼杵3685番地

## ○町内飛行場外臨時離着陸場一覧

名 称	所 在 地	位 置	
		(緯 度)	(経 度)
内子運動公園	内子172	北緯33度32分42秒	東経132度38分36秒
大瀬中学校	大瀬中央5880	北緯33度34分12秒	東経132度43分 1秒
内子運動公園野球場	内子172	北緯33度32分45秒	東経132度38分35秒
立川小学校	立山1272	北緯33度35分37秒	東経132度40分38秒
河内グランド	河内甲376	北緯33度35分42秒	東経132度38分30秒
あけぼの橋下流小田川河川敷	平岡柿原	北緯33度31分32秒	東経132度39分37秒
龍王球場グラウンド	五十崎上村	北緯33度32分17秒	東経132度39分19秒
天神小学校	平岡455	北緯33度31分52秒	東経132度39分58秒
参川小学校	本川3964	北緯33度34分18秒	東経132度49分50秒
小田小学校	寺村557	北緯33度33分56秒	東経132度47分54秒
城の台公園第2グラウンド	小田	北緯33度33分36秒	東経132度48分15秒
小田深山スキー場第2駐車場	中川小田深山	北緯33度32分27秒	東経132度50分 8秒
田渡小学校	上田渡294	北緯33度36分37秒	東経132度47分29秒

# ○消防力の現況

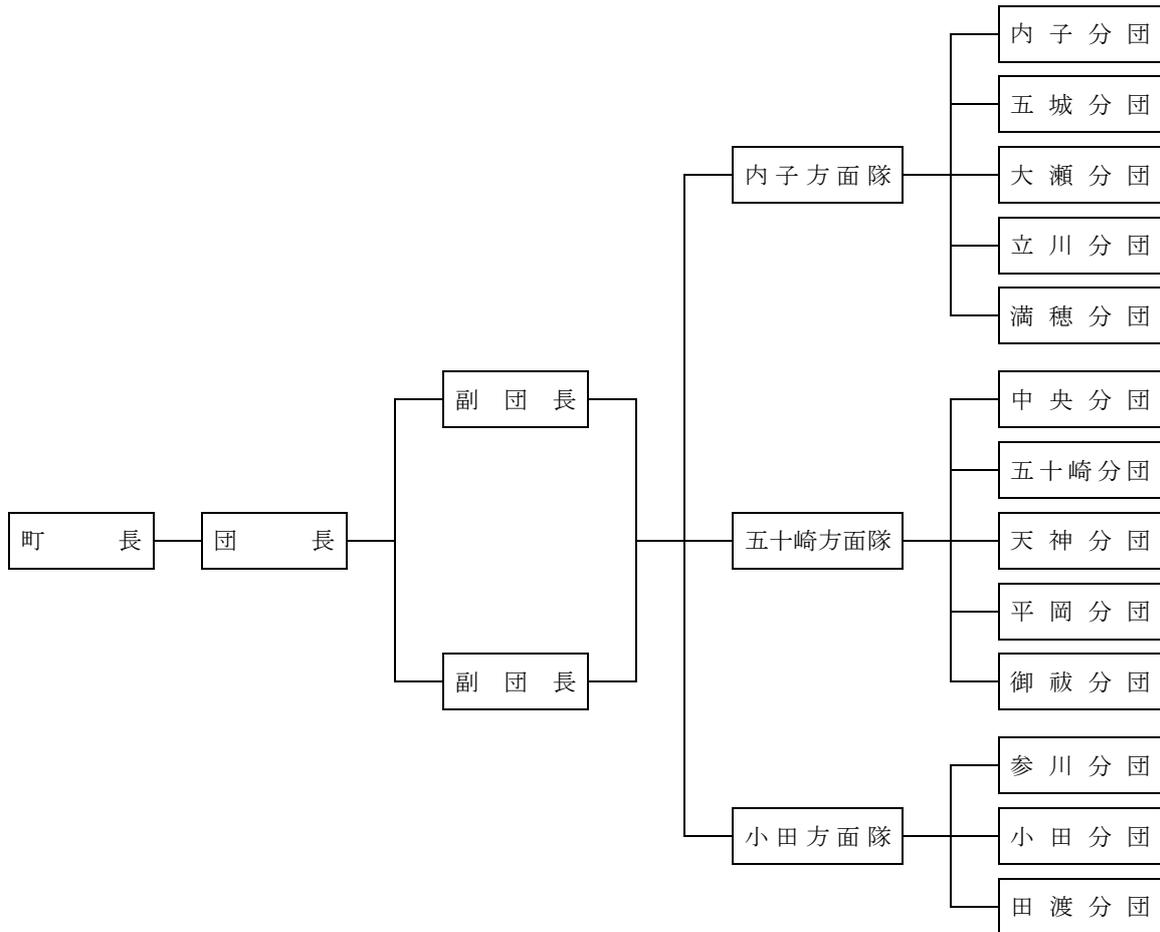
(平成17年4月1日現在)

## 1 大洲地区広域消防事務組合保有救助資機材一覧

品名	配置	大洲消防署	長浜署	内子署	内子署分駐所	小田川支署	川上署	合計	備考
一般救助用具	かぎ付はしご	3		1				4	
	三連はしご	3	1	2			1	7	
	金属折りたたみはしご	1	1	2	1		1	6	
	救命索発射銃	1						1	ミクロロープ発射銃
	サバイバースリング	2		1				3	
	平担架	4						4	
重量物除用	油圧ジャッキ	1		2				3	ポートパワー、ルーカス
	油圧スプレッダー	1	1	1				3	ホルマトロ社、ルーカス
	可搬式ウインチ	2	1	1			1	5	チルホール
	リフトバック	1		1				2	ホルマトロ社、フェテル社
切断用具	油圧切断機	1		1				2	ホルマトロ社、ルーカス
	エンジンカッター	2	1	1			1	5	
	ガス溶断器	1						1	
	チェーンソー	2	1	1			1	5	
	鉄線カッター	5	1	2	1	1		10	クリッパー
	空気鋸	1		1				2	エアーツール
	マルチカッター			1	1			2	
破壊用具	削岩機	1						1	
	万能斧	5		2			1	8	
	ハンマー	1	1	1			1	4	
測定用具	ストライカー			1				1	
	可燃性ガス測定器	1	1	1			1	4	
呼吸保護用具	酸素濃度測定器			1			1	2	
	空気呼吸器	17	5	6			4	32	カワサキ式、ドレーゲル
水難救助用具	酸素呼吸器							0	カワサキ式(10型)
	救命胴衣	26	14	10			10	60	
	救命浮環	5	1	2	1	1		10	
	救命ボート	2						2	
その他	船外機	2						2	ヤマハ、スズキ
	耐電手袋	8		2				10	
	バスケット型担架	1	1	1			1	4	
	投光器	4	1	2			1	8	
	携帯拡声器	8	2	3			2	15	
	携帯無線機	19						19	
	応急処置用セット	2						2	
	ロープ(50m以上)	5	2	5	3	2		17	
	カラビナ	55	26	29	9	23		142	
	レスキュー8環	7						7	
	シャックル	18		26	2			46	
	滑車	19	9	6			7	41	
	空気式救助マット	1						1	
	安全帯(救助ベルト)	15	3	10			3	31	
	けん引ワイヤー	8	3	13	1	5		30	
	ショウセン棒	5	1	2		1		9	
	パーラ	2	1	3	1	1		8	
	ウエットスーツ	5						5	
	スバリ	16	2	1	1			20	
	携帯用発電機	5	1	2			1	9	
排気ジャッキ	1						1	ブルバッグ	
ゴムボート	1						1		
救助用バケツ			1				1	オグラ	
ベルトスリング			5				5	5m×3. 3m×2	

## 2 内子町消防団の機構、団員数及び保有機械

### (1) 機構



### (2) 団員数

階級別 分団名	団長	副団長	副団長格		分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
			方面隊長	副隊長						
団本部	1	2								3
内子方面隊			1	1	6	6	24	71	323	432
五十崎方面隊			1	1	5	4	17	39	150	217
小田方面隊			1	1	3	3	11	36	204	259
合計	1	2	3	3	14	13	52	146	677	911

### (3) 保有機械

種別 方面隊	ポンプ車	小型ポンプ付積載車	小型ポンプ積載車	小型ポンプ
	内子方面隊	2		23
五十崎方面隊	1		15	19
小田方面隊	1		12	12
小計	4		50	54

### 3 消防水利の現況

種 別		地区別		内 子	五 十 崎	小 田
消 火 栓	管     径	300mm以上				
		250mm				
		200mm		12	9	
		150mm		67	23	4
		125mm				
		100mm		80 (41)	23 (11)	19 (1)
		75mm		86 (19)	93 (12)	33
	小 計		245 (60)	148 (23)	56 (1)	
防 火 水 槽	容 量	40m <sup>3</sup> 以上	有 蓋	21	1	74
			無 蓋	4		1
	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満	有 蓋	18	8	6	
		無 蓋	39	7	3	
	小 計		82	16	84	
指 定 水 利				2		8
合 計				329 (60)	164 (23)	148 (1)

※ 消火栓欄 125～75mm ( ) は、消防水利の基準に適合しているものを再掲

# 〔協 定〕

## ○愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

**第2条** 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

**第3条** 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

**第4条** 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

**第5条** 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復

帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

- 2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

**第6条** この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

**第7条** 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

- 2 派遣職員に係る人件費（航空手当、件日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

**第8条** 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

- 2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

- 3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

- 4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

- 5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

**第9条** 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

**第10条** この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。

- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その

1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県

愛媛県知事 加戸守行

松山市

松山市長 中村時広

今治市

今治市長 越智忍

宇和島市

宇和島市長 石橋寛久

八幡浜市

八幡浜市長 高橋英吾

新居浜市

新居浜市長 佐々木龍

西条市

西条市長 伊藤宏太郎

大洲市

大洲市長 大森隆雄

伊予市

伊予市長 中村佑

四国中央市

四国中央市長 井原巧

西予市

西予市長 三好幹二

東温市

東温市長 高須賀功

上島町

上島町長 上村俊之

久万高原町

久万高原町長 玉水寿清

松前町

松前町長 白石勝也

砥部町

砥部町長 中村剛志

内子町

内子町長 河内紘一

伊方町

伊方町長職務代理者 助役 清水博義

松野町

松野町長 岡武男

鬼北町

鬼北町長 松 浦 甚 一

愛南町

愛南町長 谷 口 長 治

宇和島地区広域事務組合

組合長 石 橋 寛 久

八幡浜地区施設事務組合

組合長 高 橋 英 吾

大洲地区広域消防事務組合

組合長 大 森 隆 雄

伊予消防等事務組合

組合長 中 村 佑

## ○愛媛県消防広域相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛媛県下の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）が、消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、市町等における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

**第2条** この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

**第3条** この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

**第4条** この協定に定める前条各号の災害が発生した場合、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災又は救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。この場合は、原則として応援隊は1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

**第5条** 応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

**第6条** 応援の体制は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第1次広域応援体制

第3条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの。

(2) 第2次広域応援体制

第3条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの。

(3) その他の広域応援体制

その他前各号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの。

（応援隊の派遣）

**第7条** 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援又は第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合、次の各号

の事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書（別記様式1）を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

**第8条** 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

（報告）

**第9条** 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

**第10条** 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料費及び機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む）で、要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の食料又は燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度当事者間において協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

（情報等の交換）

**第11条** 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等（別に定める様式）を取りまとめ、同年4月20日までに相互に交換するものとする。

（改廃）

**第12条** この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議のうえ行うものとする。

（運用）

**第13条** この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議のうえ決定する。

#### 付 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで締結した「愛媛県消防広域相互応援協定書」は平成18年3月31日をもって

廃止する。

- 3 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月1日

松山市

松山市長 中村時広

今治市

今治市長 越智忍

宇和島市

宇和島市長 石橋寛久

八幡浜市

八幡浜市長 高橋英吾

新居浜市

新居浜市長 佐々木龍

西条市

西条市長 伊藤宏太郎

大洲市

大洲市長 大森隆雄

伊予市

伊予市長 中村佑

四国中央市

四国中央市長 井原巧

西予市

西予市長 三好幹二

東温市

東温市長 高須賀功

上島町

上島町長 上村俊之

久万高原町

久万高原町長 玉水寿清

松前町

松前町長 白石勝也

砥部町

砥部町長 中村剛志

内子町

内子町長 河内紘一

伊方町

伊方町長職務代理者 助役 清水博義

松野町

松野町長 岡 武 男

鬼北町

鬼北町長 松 浦 甚 一

愛南町

愛南町長 谷 口 長 治

宇和島地区広域事務組合

組合長 石 橋 寛 久

八幡浜地区施設事務組合

組合長 高 橋 英 吾

大洲地区広域消防事務組合

組合長 大 森 隆 雄

伊予消防等事務組合

組合長 中 村 佑

様

印

## 愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

## 記

災害の種別			
災害の発生日時	平成 年 月 日 時 分		
災害の発生場所			
要 請 者 名			
応援要請受信日時	平成 年 月 日 時 分		
応援隊の出動種別			
応援隊の出発日時	平成 年 月 日 時 分		
応援隊の到着（予定）日時	平成 年 月 日 時 分		
応援隊の出動場所			
応援隊の長（職・氏名）			
応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数		
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰着時刻	走行距離	
	時 分	km	
応援隊の活動状況			
そ の 他 必 要 な 事 項			

## ○南予地区広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛媛県南予地区における大規模火災、その他の特殊災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村及び消防にかかわる一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について定めるものとする。

(応援の区分)

**第2条** 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発災地の市町村等の要請をまたずに行う応援

(2) 特別応援

市町村等の区域内に災害が発生した場合に発災地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(応援要請の方法)

**第3条** 特別応援の要請は、発災地の市町村等の長から応援を求める市町村等の長に付し、電話またはその他の方法により、次の事項を明らかにして要請を行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の種別及び概況

(2) 災害発生場所

(3) 応援を要請する応援隊等の種類及び数量

(4) 応援隊等の集結場所及び誘導方法

(5) その他の必要事項

(応援隊等の派遣)

**第4条** 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の災害対応に支障のない範囲において行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強する。

(2) 特別応援は、発災地の市町村等の長からの要請内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(1) 応援隊の長

(2) 応援隊等の規模

(3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

**第5条** 応援隊の指揮は、受援市町村等の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

(報告)

**第6条** 応援隊の長は、現場到着、活動の状況及び引揚げを現場最高責任者に報告するものとする。

(経費の負担)

**第7条** 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次のとおりとする。ただし、重要事案が生じた場合は、関係市町村等においてその都度協議するものとする。

(1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修費等の経費は、応援市町村等の負担とする。

ただし、資機材等（化学消火薬剤を含む。）で、要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の補食又は燃料補給等の経費は、受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療費は、受援市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出勤若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。

(4) 前各号以外の経費については、関係市町村等においてその都度協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

**第8条** 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料（別添様式）を交換するものとする。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

#### 附 則

この協定は、平成7年6月1日から施行する。

宇和島市長	瀬戸町長	松野町長
八幡浜市長	三崎町長	日吉村長
大洲市長	三瓶町長	津島町長
長浜町長	明浜町長	内海村長
内子町長	宇和町長	御荘町長
五十崎町長	野村町長	城辺町長
肱川町長	城川町長	一本松町長
河辺村長	吉田町長	西海町長
保内町長	三間町長	
伊方町長	広見町長	
大洲地区広域消防事務組合長	東宇和事務組合長	
宇和島地区広域事務組合長		
南宇和消防事務組合長		
八幡浜地区施設事務組合長職務代理者副組合長		

## ○大洲市・内子町における消防相互応援協定書

(協定の目的)

**第1条** この協定は、大規模災害発生に際し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、大洲市・内子町における市町の消防相互応援について定めるものとする。

(応援要請の手続)

**第2条** 応援要請は、当該市町長または消防長（以下「市町長」という。）から応援を求める市町長に対し、電話その他の方法により、つぎの事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要する人員・車両・機械器具等の数量
- (3) 応援を要する場所および応援隊到着場所・日時
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

**第3条** 応援要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の長はすみやかに応援隊を派遣するものとする。ただし、状況により応援隊員を減じ、または派遣しないことができる。

2 応援市町は、応援隊を派遣するときは、その出発時刻、人員・機械・員数・到着予定時刻等を派遣しないときは、その事由を当該市町長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

**第4条** 応援隊は、応援を要請した市町（以下「受援市町」という。）の消防団長の所轄の下に行動するものとし、大綱の指揮は、消防長がとるものとする。

(応援に要した費用の負担)

**第5条** 応援に要した費用は、つぎの方法によって処理するものとする。

- (1) 応援に要した応援隊員の出勤手当および被服の損料ならびに機械器具の小破損の修理費は、応援市町の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係当事者が協議して負担者を定めることができる。
- (2) 受援市町において使用した建築物、工作物または土地に対する補償ならびに使用消火薬剤は、受援市町の負担とする。
- (3) 応援が長時間にわたり食糧の支給および燃料の補給を必要とするときは、これに伴う費用は受援市町の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、応援隊員の死傷に係る災害補償および機械器具の大破損の修繕費等重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ決定するものとする。ただし、応援隊が交通事故等を発生し、これが重大な過失に基づくときの補償は応援市町の負担とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「大洲市・喜多郡内における消防相互応援協定書」（昭和55年11月1日施行）は廃止する。

平成17年 9 月 1 日

大洲市長 印

内子町長 印

## ○伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

**第2条** この協定の実施区域は、大洲市、伊予市、砥部町、内子町及び久万高原町とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

**第4条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

**第5条** 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

**第6条** 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

**第7条** 受援市町の消防長及び消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援市町の消防長又は消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

**第9条** 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

**第10条** この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

**第11条** この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。  
この協定の締結を証するため、本7通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。
- 2 「伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書」(昭和60年4月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

伊予消防等事務組合長 印

大洲地区広域消防事務組合長 印

大洲市長 印

伊予市長 印

砥部町長 印

内子町長 印

久万高原町長 印

## ○大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、大規模災害および産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域および対象)

**第2条** この協定の実施区域は、大洲市、西予市および内子町とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

**第4条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

**第5条** 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

**第6条** 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

**第7条** 受援市町の消防長および消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町の消防長または消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

**第9条** 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

**第10条** この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

**第11条** この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「大洲市喜多東宇和郡広域消防相互応援協定書」(昭和58年7月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市長 印

西予市長 印

内子町長 印

大洲地区広域消防事務組合長 印

## ○松山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、伊予市、内子町、大洲市、伊予消防等事務組合及び大洲地区広域消防事務組合（以下「協定市町等」という。）は、協定市町等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、協定区域において火災、救急その他災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市町等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

**第2条** 前条の目的を達成するため、協定市町等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（出動・応援区域）

**第3条** 協定市町等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。ただし、災害等発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防機関の消防隊等が同時出動するものとする。

（特別応援）

**第4条** 協定区域内において大規模災害等が発生した場合の対応及び取扱要領は、愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

（経費の負担）

**第5条** 応援に要する経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町等が負担するものとする。
- (2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町等の負担とする。
- (4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (5) 前各号以外の経費については、協定市町等の間において、その都度協議の上負担区分を決定するものとする。

（情報交換等）

**第6条** 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

（応援の実施及び委任）

第7条 この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定者が協議の上決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成17年11月1日から効力を発生するものとする。この協定を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

2 「松山自動車道消防相互応援協定書」(平成12年7月20日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

伊予市長 印

内子町長 印

大洲市長 印

伊予消防等事務組合長 印

大洲地区広域消防事務組合長 印

(別表)

出動 消防機関 応援	上下 線別	出 動 区 域	応 援 区 域	受 援 消 防 機 関
伊 予 消 防 等 事 務 組 合 消 防 本 部	下り	伊 予 I . C から 内子・五十崎 I . C の間	伊 予 I . C から 内子・五十崎 I . C の間の 内 子 町 の 区 域	大 洲 地 区 広域消防事務組合 消 防 本 部
大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部	上り	伊 予 I . C から 内子・五十崎 I . C の間	伊 予 I . C から 内子・五十崎 I . C の間の 伊 予 市 の 区 域	伊 予 消 防 等 事 務 組 合 消 防 本 部
	上り 下り	内子・五十崎 I . C から 大 洲 I . C の 間		

I . C : インターチェンジ

# 〔 条 例 等 〕

## ○内子町国民保護協議会条例

平成18年6月28日  
条 例 第 69 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、内子町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第5条** 協議会に、幹事10人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第6条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# ○内子町国民保護対策本部及び内子町緊急対処事態対策本部条例

平成18年6月28日  
条 例 第 68 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、内子町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び内子町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

**第3条** 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第4条** 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

**第5条** 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第6条** この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

**第7条** 第2条から前条までの規定は、内子町緊急対処事態対策本部について準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

# ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年9月17日

厚生労働省告示第343号

最新改正 平成18年3月31日厚生労働省告示第283号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準  
（救援の程度及び方法）

**第1条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

**第2条** 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

## 一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支

出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,342,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする

## 二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,342,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

**第3条** 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

### 二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機

械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

**第4条** 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
冬季	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

**第5条** 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した

医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

## 二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

**第6条** 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めることにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

**第7条** 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

**第8条** 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

**第9条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50万円以内とすること。  
(学用品の給与)

**第10条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - イ 教科書
  - ロ 文房具
  - ハ 通学用品
- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

**第11条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

**第12条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

**第13条** 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

## ○避難実施要領のパターン作成に当たって

### ○ 避難実施要領について

町長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市（町村）の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

### ○ 避難実施要領のパターン作成について

町においては、「住民の避難誘導」が国民の保護に係る最も重要な措置の一つであるため、事態発生時に円滑な避難が行えるよう、平素から、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成するよう努めることとされている。

#### <国民の保護に関する基本指針（P27）>

- |   |
|---|
| <p>○ 町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況）等について配慮するものとする。</p> <p>○ 町は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。その際関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。</p> |
|---|

この、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、町が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

## ○ 避難実施要領のパターン作成例

弾道ミサイル攻撃の場合

堅牢な建物や地下に屋内避難させることが基本

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知

事

避難の指示

町

長

避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体(国又は国に準ずる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

### 第1例

#### 避難実施要領

内子町長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要(過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。)

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

#### 2 避難誘導の方法

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-ALERT）が配備された場合には、国において、町の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気よりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰にとどまる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

国の指示がある場合は要避難地域からの避難等を迅速に実施  
緊急の場合は、緊急通報の発令、退避の指示等により危険な地域への立入りを禁止

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、市街地の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

## 第2例 比較的時間的な余裕がある場合

### 避難実施要領

内子町長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、内子町地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

内子町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、○○町○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

##### (2) 町の体制、職員派遣

###### ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

###### イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の○○町○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため町職員を派遣する。

###### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

###### エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員(消防職員含む)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

### (3) 輸送手段

ア	避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分
(ア)	A地区 約200名、A公民館、町保有車両×4 ○○バス2台
(イ)	B地区 約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台
(ウ)	C地区 約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台
(エ)	その他
イ	輸送開始時期・場所 ○○日15:30、A・B・C公民館
ウ	避難経路 国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア	担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
イ	上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
ウ	担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
エ	担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
オ	担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
カ	災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
キ	外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 市街地において、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
- 町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
- a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
  - b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
  - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 総務部・福祉保健部を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報を基に丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
  - ・町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
  - ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
  - ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、市街地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防職員又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：町役場

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇町〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇町の支援を受ける。

○比較的時間的な余裕がある場合の避難指示例

避難の指示

愛媛県知事

〇月〇日〇時現在

○ 本県においては、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) 内子町〇〇地区の住民は、〇〇町〇〇地区を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、内子町避難実施要領による。

※ A町職員の誘導に従って避難する。

(2) 内子町○○地区の住民は、○○町○○地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急に○○地区に移動の後、指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

○ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

### 第3例 昼間の市街地における突発的な攻撃の場合の避難

#### 避難実施要領

内子町長

○月○日○時現在

#### (1) 事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある（○○日○時現在）。

#### (2) 避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報を基に、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で

移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

○ 弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難指示例

避難の指示

○ 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

○ 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内にとどまるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

○ 要避難地域に該当する内子町〇〇地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内にとどまること。

弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

○ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難指示例

避難の指示	
○	本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
○	〇〇地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
○	△△地区の住民については、市町長による誘導に従い、××地区へ避難すること。 健康者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

第4例 市街地における化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領	
	内 子 町 長 ○月○日○時現在
1	事態の状況、避難の必要性
	対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の内子町〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。 知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。
2	避難誘導の方法
(1)	避難誘導の全般的方針
	内子町は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。 当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。
(※)	化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。
(2)	町における体制、職員派遣
ア	町対策本部の設置 指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。
イ	町職員の現地派遣 町職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。
ウ	現地対策本部との調整 政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当

たらせる。

(※) NBC 攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

### (3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

### (4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。

また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における N B C への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

### (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

### (6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

町の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：町役場

イ 現地調整所設置場所：〇〇

航空攻撃の場合

弾道ミサイルと同様の対応

着上陸侵攻の場合

国の総合的な方針を踏まえて対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## (避難誘導における留意点)

### 1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市街地における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 市街地での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

### 2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 町の対策本部は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また

現地調整所の職員は、町対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

- また、政府の現地対策本部が設けられた場合には、当該本部に町の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

### 3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報を基に丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

### 4 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内にとどまる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。
  - ① 総務課及び福祉課を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
  - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - ④ 一人ひとりの災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者

マップを作成する等) 等

- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、) 自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組みと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	町が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続を経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

## 5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に

理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）

- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組を円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## 7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。  
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組が高く評価されている。平成17年4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組を行う民間企業をPRすることなどより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

## 8 住民の「自助」努力による取組の促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 町においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組は、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・近隣の堅牢な建物など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※ 「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

# 〔様 式〕

## ○安否情報関係様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。







## ○被災情報の報告様式

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

○○市（町村）

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

## ○国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形

表面	裏面												
<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 _____for civil defence personnel_____</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth_____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の ジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的 な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によっ て保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>-----</p> <p>交付等の年月日/Date of issue_____証明書番号/No. of card_____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry_____</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">身長/Height_____</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">眼の色/Eyes_____</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">頭髪の色/Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">                     所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER                 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="width: 50%; padding: 5px;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height_____	眼の色/Eyes_____	頭髪の色/Hair_____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type_____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height_____	眼の色/Eyes_____	頭髪の色/Hair_____											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type_____													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												

(日本工業規格A 7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## [そ の 他]

### ○火災・災害等即報要領

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入力したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

火災・災害等の発生	即報基準 該当事案	直接即報基準 該当事案
-----------	--------------	----------------

市 町 村
-------

第一報については覚知後30分以内に報告

都 道 府 県
---------

消 防 庁
-------

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内的の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたもの

については、この限りではない。

## (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### ア 火災

##### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（(1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事

故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの

2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

### 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

### 4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈火災等即報〉

### 1 第1号様式（火災）

#### (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

#### (3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

#### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

#### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

##### 1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに  
予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

##### 2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情   イ 都市構成   ウ 気象条件   エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

- エ) り災者の避難保護の状況
- オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

- ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）  
※必要に応じて図面を添付する。
- イ) 林野の植生
- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

- ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害の場合

ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

〈救急・救助事故等即報〉

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

〈災害即報〉

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他							
出火場所								
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分)			
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所				出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症	人					
		中等症	人					
		軽症	人					
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積					
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	棟	計	棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼棟	棟				建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼	棟				林野焼損面積	a
		ぼや	棟					
り災世帯数				気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人			
	消防団		台		人			
	その他				人			
救急・救助活動状況								
災害対策本部等の設置状況								
その他参考事項								

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I等 7 その他 ( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人 ( 人)			
		重症 人 ( 人)			
		中等症 人 ( 人)			
		軽症 人 ( 人)			
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材		
		事業所	人		
		自衛防災組織	人		
		共同防災組織	人		
		その他	人		
		消防本部(署)	台		
		消 防 団	台		
		海上保安庁	人		
	自 衛 隊	人			
	その他	人			
災害対策本部等の設置状況					
警戒区域の設定	月 日 時 分				
使用停止命令	月 日 時 分				
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人)
	計 人	重症	人 ( 人)
	不明 人	中等症	人 ( 人)
		軽症	人 ( 人)
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_（第 \_\_\_\_\_ 報）

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区分被害			区分被害			災害の 対策 本状 部況	都道府県 市町村																																		
災害名 第 報 報告番号 ( 月 日 時現在)	災害名		田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	対設 策置 本状 部況			市	町	村																															
	報告者名	第 報		冠水	ha		農林水産業施設		千円																																			
区分被害		人的被害	死者	人	畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円	計	小	千円																																
	負傷者												重傷	人	冠水	ha	その他の公共施設	千円																										
住家被害		棟	世帯	人	文教施設	箇所	公共施設被害市町村数	団体	農業被害	千円	林業被害	千円							畜産被害	千円	水産被害	千円	商工被害	千円	その他	千円	被害総額	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人												
	全壊												棟	世帯	人	病	院	箇所															道路	箇所	橋りょう	箇所	河川	箇所	港湾	箇所	砂防	箇所	清掃施設	箇所
半壊		棟	世帯	人	道	路	箇所	の	他	その他	千円	消防職員出動延人数							人	消防団員出動延人数	人																							
	一部破損												棟	世帯	人	の	他	の				他	の	他	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人															
床上浸水		棟	世帯	人	の	他	の	他	の	他	千円	消防職員出動延人数							人	消防団員出動延人数	人																							
	床下浸水												棟	世帯	人	の	他	の				他	の	他	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人															
非住家		棟	世帯	人	の	他	の	他	の	他	千円	消防職員出動延人数							人	消防団員出動延人数	人																							
	その他												棟	世帯	人	の	他	の				他	の	他	千円	消防職員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人															
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況																																												

※被害額は省略することができるものとする。

## ○国民保護計画用語集

あ

### ○安全保障会議（安全保障会議設置法第1条）

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議をいう。

### ○安否情報（国民保護法第94条第1項）

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報をいう。

### ○eラーニング

パソコンやインターネットなどを利用した教育方法をいい、消防団員や自主防災組織のリーダーに対する研修方法のひとつである。

### ○受入地域（国民保護法第58条第3項）

都道府県の区域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域をいう。

### ○NBC攻撃

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）を用いた兵器による攻撃の総称をいう。

① 核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例 核爆弾、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等

② 生物兵器とは、細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称である。

例 天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素等

③ 化学兵器とは、人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない。）により人間を致死させる兵器の総称で、毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別できる。

例 神経剤系 サリン、タブリン、ソマン、VX等

びらん系 マスタード・ガス、ルイサイト等

血液剤系 シアン系（青酸）等

窒息剤系 ホスゲン・ガス等

### ○応急公用負担（国民保護法第113条）

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補

償の下に人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。

○**応急措置**（国民保護法第112条～第114条）

退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等をいう。

○**応急の復旧**（国民保護法第139条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいう。

か
---

○**救 援**（国民保護法第75条）

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置をいう。

○**緊急交通路**（国民保護法第155条第1項）

避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路をいう。

○**緊急対処事態**（事態対処法第25条第1項）

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

○**緊急対処事態対処方針**（事態対処法第25条第1項）

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針をいう。

○**緊急対処保護措置**（国民保護法第172条第1項、事態対処法第25条第3項第2号）

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。

○**緊急通行車両**（国民保護法第155条第1項）

緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、その通行を確保することが特に必要なものをいう。

○**緊急通報**（国民保護法第99条）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による

住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報をいう。

○警戒区域（国民保護法第114条第1項、第2項）

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域をいう。

○警報（国民保護法第44条）

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報をいう。

○現地調整所（国民保護法第44条）

武力攻撃による災害が発生した場合に、現場に到着した関係機関（市町村、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動が円滑に実施できるよう、情報の共有や活動の調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものをいう。

○国民の保護のための措置（国民保護法第2条第3項、事態対処法第22条第1号）

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいう。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことである。

○国民保護協議会（国民保護法第39条）

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となるものをいう。

○国民保護協議会委員（国民保護法第40条）

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者をいう。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、助役、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされている。

○国民保護業務計画（国民保護法第36条）

指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

○国民保護計画（国民保護法第35条）

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する

計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

#### ○国民保護等派遣（自衛隊法第77条の4）

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣をいう。

さ

#### ○指定行政機関（事態対処法第2条第4号）

政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、次に掲げるものをいう。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務庁、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省の28機関

#### ○指定公共機関（事態対処法第2条第6号）

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

平成17年6月21日現在、160機関が指定されている。

#### ○指定地方行政機関（事態対処法第2条第5号）

政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、次に掲げるものをいう。

沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部の25地方機関

#### ○指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項）

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

#### ○生活関連等施設（国民保護法第102条）

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺

地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

た

○**対処基本方針**（事態対処法第9条）

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

○**対処措置**（事態対処法第2条第7号）

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがある。

○**ダーティボム**

核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜に致死又は悪影響を与えることを目的とする兵器をいう。

○**弾道ミサイル**

ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイルのことをいう。

○**治安出動**（自衛隊法第78条）

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

○**特定物資**（国民保護法第81条第1項）

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。

○**トリアージ**

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源の下で最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけることをいう。

は

○**非常通信協議会**（電波法第74条の2）

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会をいう。

○**避難先地域**（国民保護法第52条第2項第2号）

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

○避難施設（国民保護法第148条）

知事が指定する、住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うための施設をいう。

○避難実施要領（国民保護法第61条）

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたものをいう。

○武力攻撃（事態対処法第2条第1号）

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

○武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項）

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

○武力攻撃災害への対処に関する措置（国民保護法第97条第1項）

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。

○武力攻撃事態（事態対処法第2条第2号）

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

○武力攻撃予測事態（事態対処法第2条第3号）

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併せて「武力攻撃事態等」と定義している。

○防衛出動（自衛隊法第76条）

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

や

○要避難地域（国民保護法第52条第2項第1号）

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいう。